

別表第1（第3条関係）

（1）在宅医療に用いる医療機器

	区分	要件
補助事業者	①医療機関（歯科を除く。）	新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組むことを計画していること又は既に在宅医療（往診・訪問診療）を実施しており、今後診療内容の拡充、対応患者数の増加等の取組の拡充を計画していること
補助率	2分の1以内	
補助基準額	300万円 在宅医療（往診・訪問診療）において使用する医療機器 （補助上限額：300万円×1/2=150万円）	
補助対象経費	上記補助事業者①における以下の対象機器の整備費用	
対象機器	(1) X線撮影装置（往診・訪問診療用に限る。） (2) 超音波診断装置（バッテリー駆動可能な製品に限る。） (3) 解析付心電計 (4) ポータブル内視鏡 (5) 簡易睡眠時無呼吸検査装置 (6) 血液・尿検査装置（往診・訪問診療用に限る。） (7) 肺機能検査装置（持運び可能な製品に限る。） (8) パルスオキシメーター (9) ネブライザー・吸引器 (10) 輸液ポンプ・シリンジポンプ (11) 自動体外式除細動器（AED） (12) 膀胱用超音波画像診断装置 (13) 小型卓上高圧蒸気滅菌器 (14) 血圧計（持運び可能な製品もしくは卓上型） (15) 眼底・眼圧計（持運び可能なハンディタイプに限る。） (16) 生体情報モニタ（ベッドサイドモニタータイプに限る。） (17) 経腸栄養用輸液ポンプ (18) 在宅身体機能関連機器 ※ 原則として、据置型及び消耗品を除く。	

(2) 医療車両及び医療車両に搭載する医療機器

	区分	要件
補助事業者 ※	②医療機関（歯科を除く。）	オンライン診療を実施するために医療車両の導入を計画していること
	③地域医療連携推進法人	地域医療連携推進法人に参加する医療機関において、オンライン診療を実施するために医療車両の導入を計画していること
	④市町村	市町村が設置している医療機関において、オンライン診療を実施するために医療車両の導入を計画していること
補助率	2分の1以内	
補助基準額	1,070万円 (補助上限額：770万円×1/2=385万円) 医療車両分 (補助上限額：300万円×1/2=150万円) 医療車両に搭載する医療機器分	
補助対象経費	上記補助事業者②から④における以下の対象機器の整備費用	
対象機器	(1) X線撮影装置 (2) 超音波診断装置 (3) 解析付心電計 (4) ポータブル内視鏡 (5) 簡易睡眠時無呼吸検査装置 (6) 血液・尿検査装置 (7) 肺機能検査装置 (8) パルスオキシメーター (9) ネブライザー・吸引器 (10) 輸液ポンプ・シリンジポンプ (11) 自動体外式除細動器 (AED) (12) 膀胱用超音波画像診断装置 (13) 小型卓上高圧蒸気滅菌器 (14) 血圧計 (15) 眼底・眼圧計 (16) 生体情報モニタ (ベッドサイドモニタータイプに限る。) (17) 経腸栄養用輸液ポンプ (18) 在宅身体機能関連機器 (19) 遠隔聴診器 (20) オンライン診療ができる医療車両 (搭載する医療機器を除く)	

※ 補助事業者は、地域振興立法5法の対象地域に該当する中山間地域の患者を対象に実施する場合に限る。